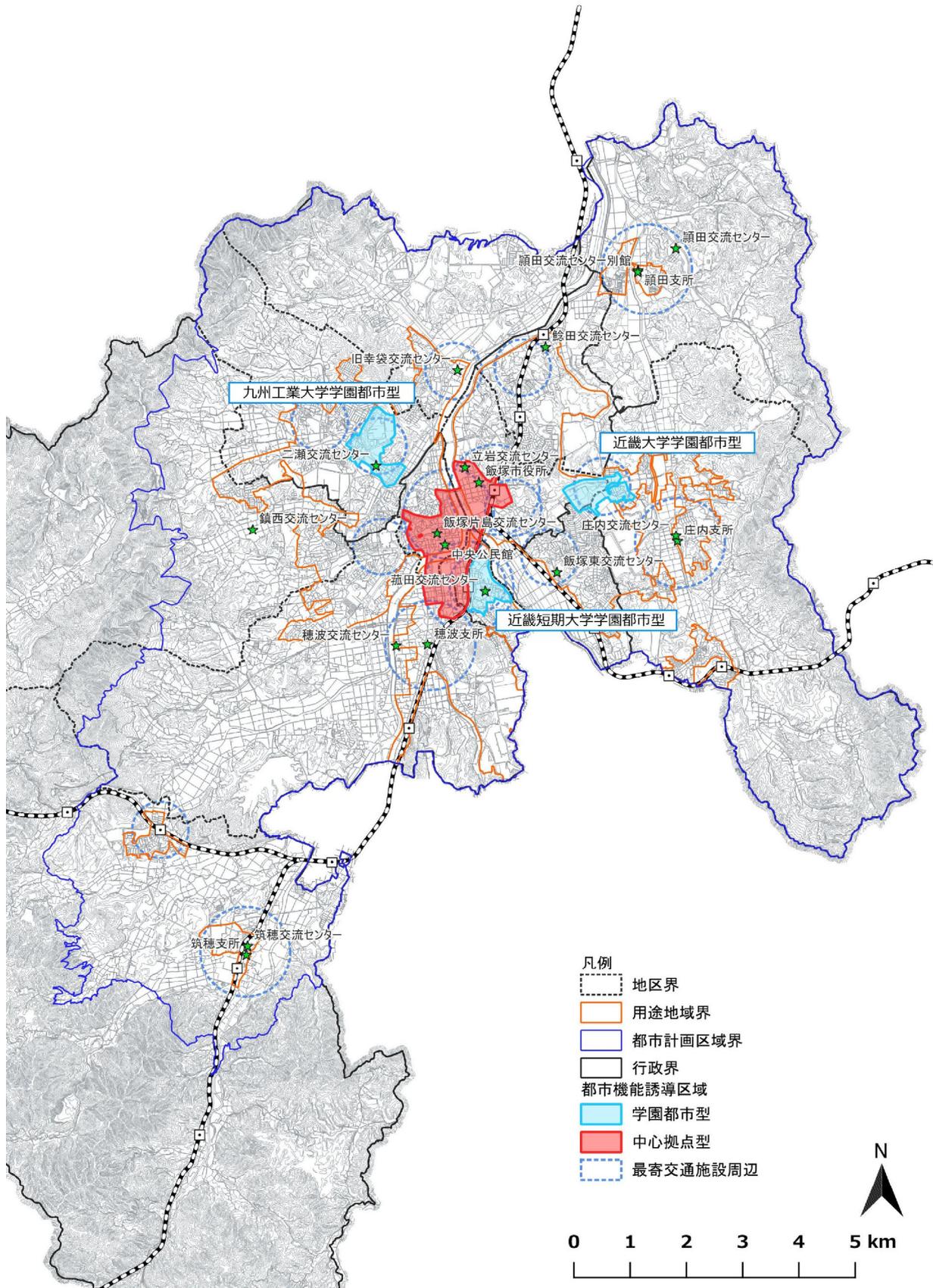
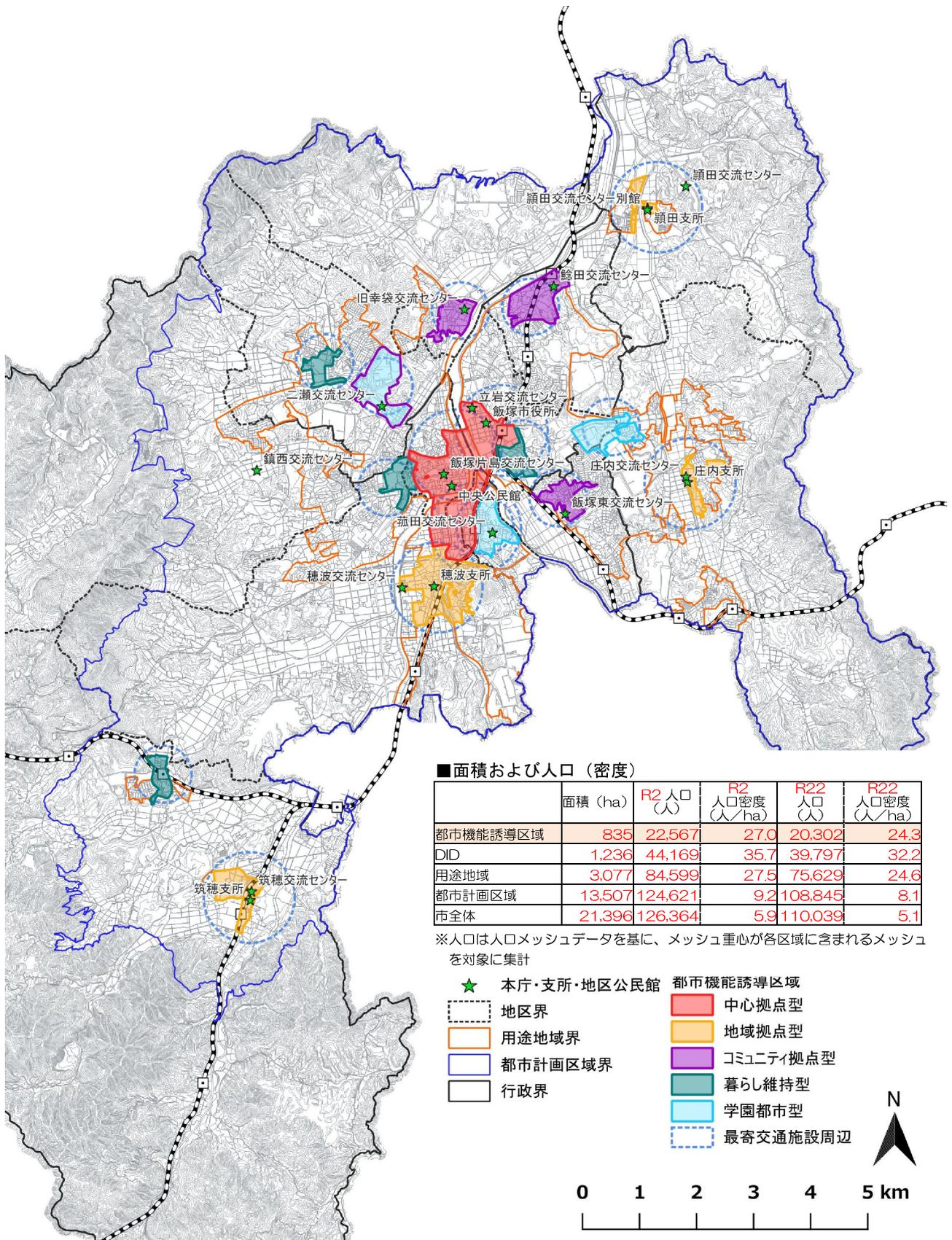


③ 学園都市型都市機能誘導区域



- ・点線（網掛け）は中心拠点型都市機能誘導区域を図示しています。
- ・九州工業大学学園都市型都市機能誘導区域は二瀬コミュニティ拠点型都市機能誘導区域と重なります。

④ 都市機能誘導区域 全体図



### 3. 都市機能誘導施設の設定

#### (1) 都市機能誘導施設の基本的な考え方（立地適正化計画制度の考え方）

都市機能誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設で、誘導施設を設定する際には、当該区域および都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています（都市機能増進施設については、本計画5頁参照）。

また、誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイケアサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
  - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
  - ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
  - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- などを定めることが考えられます。（都市計画運用指針（国土交通省）引用）

#### (2) 飯塚市における都市機能誘導施設の考え方

飯塚市が目指す都市像を実現するためには、人口減少下における暮らしに必要な機能と都市の活力の維持・増進のために必要な機能を中長期的視点に立って拠点等に誘導することが重要です。このため、下記の施設を都市機能増進施設の検討候補とし、地区の特性や都市機能の立地状況等を踏まえて、それぞれの都市機能誘導区域に求められる都市機能誘導施設を設定します。

（施設の「誘導」は、既存施設を活用し、都市機能を確保するという視点をもって、既存施設の維持や集約、複合化、機能強化の考え方を含みます。）

#### ■都市機能増進施設の検討候補

施設分類	具体的な施設
生活利便施設	商業施設・医療施設・福祉施設・子育て施設・教育施設、商店街（詳細は下表（*①）のとおり）
地域コミュニティ増進施設健康増進施設	地区交流センター等、健幸プラザ
本市を特徴づける広域性の高い都市機能増進施設	大学、短期大学、拠点性を有する医療施設等

#### （\*①）生活利便施設

商業施設	生鮮三品取扱店（スーパーマーケット・個店）／コンビニエンスストア
医療施設	一般病院（内科・小児科）／一般診療所（内科・小児科）
福祉施設	高齢者通所系福祉施設／障がい者通所系福祉施設
子育て施設	保育所（認定こども園を含む）／幼稚園（認定こども園を含む）／子育て支援センター／病後児保育施設
教育施設	小学校／中学校

## (3) 都市機能誘導施設の設定

それぞれの都市機能増進施設について、その機能や現在の立地状況から、本市の都市機能誘導施設への位置づけについて下表のとおり整理します。

なお、都市機能増進施設のうち、生活利便施設については、施設の運営状況や徒歩圏の範囲等を踏まえ、都市機能誘導施設への位置づけの考え方を整理します。一方、本市の魅力や活力の向上を図ることのできる広域的な都市機能増進施設については、中心拠点や地域拠点等への立地を誘導します。

(※) 中心拠点、地域拠点はそれぞれにコミュニティ拠点を含まます。

都市機能増進施設の種類		本計画での位置づけの判断		区域に求められる都市機能誘導施設					
分類	名称	位置づけ	位置づけの考え方	中心拠点型(※)	地域拠点型(※)	コミュニティ拠点型	暮らし維持型	学園都市型	
生活利便施設	商業施設	生鮮三品取扱店(スーパーマーケット等)	○	日常生活を送るうえで生鮮三品取扱店は必須であり、都市機能誘導施設(以下、「誘導施設」という。)に位置づける。	○	○	○	○	○
		商店街	○	古くから消費の中心であるとともに健幸プラザ等の広域行政機能との連携のもとコミュニティを育み、時間消費型の空間を創り出すなど本市の拠点形成において重要な役割を担うことから、誘導施設に位置づける。	○	—	—	—	—
		生鮮三品取扱店(個店)	×	暮らしに必要な都市機能ではあるが、小規模な施設であるため、誘導区域内においては、スーパーマーケットを補完する施設と位置づけ、誘導施設には位置づけない。	—	—	—	—	—
		コンビニエンスストア	×		—	—	—	—	—
	医療施設	一般病院(内科・小児科) 一般診療所(内科・小児科)	○	高齢化社会の進展により、身近な地域で安心した生活を送ることや子育て環境の確保を図るうえでも医療の確保はかせないことから、医療機関(内科・小児科)を誘導施設に位置づける。	○	○	○	○	○

都市機能増進施設の種類		本計画での位置づけの判断		区域に求められる都市機能誘導施設					
分類	名称	位置づけ	位置づけの考え方	中心拠点型	地域拠点型	ミニティ拠点型	暮らし維持型	学園都市型	
生活利便施設	福祉施設	高齢者通所系福祉施設	×	都市機能誘導区域内に立地することで利用者の暮らしやすさは確保されるものであるが、施設利用に対しては送迎を基本としており、不足している圏域においても近隣エリアの施設でサービス利用は可能(補完が可能)であるため誘導施設には位置づけない。	—	—	—	—	—
		障がい者通所系福祉施設	×		—	—	—	—	—
	子育て施設	保育所・幼稚園(認定こども園を含む)	○	定住促進を図る観点から駅周辺等の公共交通が便利 <sup>な</sup> 地域への立地を誘導するため、誘導施設に位置づける。	○	○	○	○	—
		子育て支援センター	○	既存施設を維持し、子育て環境の確保を図る観点から誘導施設に位置づける。	○	○	—	—	—
		病後児保育施設	○	中心拠点に不足する都市機能であり、子育て環境の確保を図る観点から誘導施設に位置づける。	○	—	—	—	—
	教育施設	小学校	×	市内の公立教育機関は指定避難所にも位置づけられており、地区のコミュニティ形成のための活用も行われているが、小中学校の徒歩圏は誘導区域を超えて広範囲におよぶことから、誘導施設には位置づけない。	—	—	—	—	—
		中学校	×		—	—	—	—	—